

役員等の報酬及び費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人沖縄県トラック協会（以下「当協会」という。）定款第28条の規程に基づき、役員等の報酬及びに費用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第22条の規程に基づき置かれる理事並びに監事をいう、
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、当協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第5条13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称如何を問わず、費用は明確に区分されるものをいう。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、宿泊費等手数料の経費であって、報酬等とは明確に区分されるものをいう。

(定例報酬の支給)

第3条 当協会は、常勤役員の職務執行の対価として、定例報酬を支給する。

2 常勤役員には、支給を月額として、次の各号に掲げる役員に対し、その職務、資格等を勘案したうえそれぞれ当該各号に定める額に基づき理事会の議決を経て、会長が決定した定例役員報酬を支給する。、

- (1) 専務理事月額58万円以下の範囲内
- (2) 常務理事月額50万円以下の範囲内

3 監事の報酬は、監査を実施した毎に1回あたり内部監事は10,000円、外部監事は25,000円を支給することができる。

4 常勤役員を除く役員等には、役員報酬を支給しない。

5 常勤役員の退職に当たっては、その任期に応じ第6条に規定する退職慰労金を支給することができる。

(定例報酬の支給)

第4条 定例報酬の支給日、支給方法並びに定例報酬より控除する額等に関する詳細は、別に定める職員を対象とする賃金規程（以下「賃金規程」という。）に準ずる。

(退職慰労金)

第5条 退職慰労金は、役員として円満に勤務し、かつ任期終了、辞任又は死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うものとする。支給に関する詳細は、別に定める。

(費用)

第6条 当協会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。その計算方法は別に定める職員を対象とする賃金規程に準ずる。

(公表)

第7条 当協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則 この規程は公益社団法人沖縄県トラック協会の設立の登記の日（平成25年4月1日）から適用する。

1、この規程は、令和7年4月1日から施行する。